

みんなで支える国民健康保険

平成18年度の国民健康保険税について

今年度の南富良野町国民健康保険税の税率については【表1】のとおりで、税率の改正はありませんが、介護分の賦課限度額が8万円から9万円に引き上げられています。

【表1】 国保税の税率（平成18年度）

区分	医療分	介護分
所得割（世帯の所得）	8.5%	1.0%
資産割（固定資産税の税額）	50.0%	10.0%
均等割（加入者1人につき）	20,000円	5,500円
平等割（1世帯につき）	30,000円	4,000円
賦課限度額 （～の合計に対する限度額）	530,000円	90,000円

【表2】 国保税の納期

第1期	平成18年8月31日
第2期	平成18年10月2日
第3期	平成18年10月31日
第4期	平成18年11月30日
第5期	平成19年1月4日
第6期	平成19年1月31日
第7期	平成19年2月28日

国民健康保険税の納付書は、医療分と介護分の2つに分かれ、【表1】の所得割、資産割、均等割、平等割の4つの合計額が年間の税額になります。医療分は、医療費の支払いに当てるもので、介護分は介護保険制度の運営のための費用に当てられ、第2号被保険者といわれる40歳から64歳の方だけが対象となります。介護分も医療分と合わせて、1つの納付書で納めていただきます。

【表3】 国保税の軽減制度により軽減される金額

所得金額の区分	上段：医療分		下段：介護分	
	軽減割合	均等割 1人あたり	平等割 1世帯あたり	
330,000円以下の世帯	7割	14,000円	21,000円	
		3,850円	2,800円	
330,000円 + (245,000円 × 世帯主を除く被保険者数) 以下の世帯	5割	10,000円	15,000円	
		2,750円	2,000円	
330,000円 + (350,000円 × 被保険者数) 以下の世帯	2割	4,000円	6,000円	
		1,100円	800円	

5割軽減については1世帯2人以上の世帯に適用されます。

【表4】 南富良野町の被保険者数

区分		14年度	15年度	16年度	17年度
一般被保険者 (若人)	人数	725人	705人	721人	737人
	構成比	54.4%	53.1%	54.3%	55.3%
退職被保険者等	人数	130人	138人	163人	174人
	構成比	9.8%	10.4%	12.3%	13.1%
老人	人数	477人	485人	444人	421人
	構成比	35.8%	36.5%	33.4%	31.6%
合計	人数	1,332人	1,328人	1,328人	1,332人

平成14年10月の医療制度改正により、老人医療に該当する年齢が70歳から75歳に引き上げられています。

世帯主に課税されます

国保税は、国保に加入している世帯の世帯主に課税されます。そのため、世帯

は8月初旬に発送しますので、各納期内の納付をお願いします。

主が国保に加入していても家族に国保加入者がいれば、納付書は世帯主に送付されます。その場合国保制度では、擬制世帯主とい

います。擬制世帯主の場合、世帯主の所得などは課税の対象となりません。ただし、実際に国保の保険料を支払っている方が擬制世帯主ではなく、国保の加入者自身である場合には、届出により

国保制度上の世帯主の名義を国保加入者に変更することができません。なお変更できる場合は、今までに国保税の納め忘れがなく、今後各種届出の義務や納付義務を確実に守られる方に限られます。

国保税の納期は【表2】のとおり7回です。納付が遅れた場合は、督促料や延滞金が増加されることもありますので、期限内の納付

にご協力をお願いします。また、国保税は毎年4月1日現在の国保加入者の状況を基に計算します。その後、年度途中で異動があった時は、月割りで再計算して通知します。なお、国保税に関するご不明な点につきましては、総務課税務係（52 2112）までお問い合わせください。

保険税の軽減制度

前年の所得が一定の所得金額に満たない世帯については、【表3】のとおり所得区分に応じて7割・5割・2割といった均等割と平等割の軽減制度が適用されます。

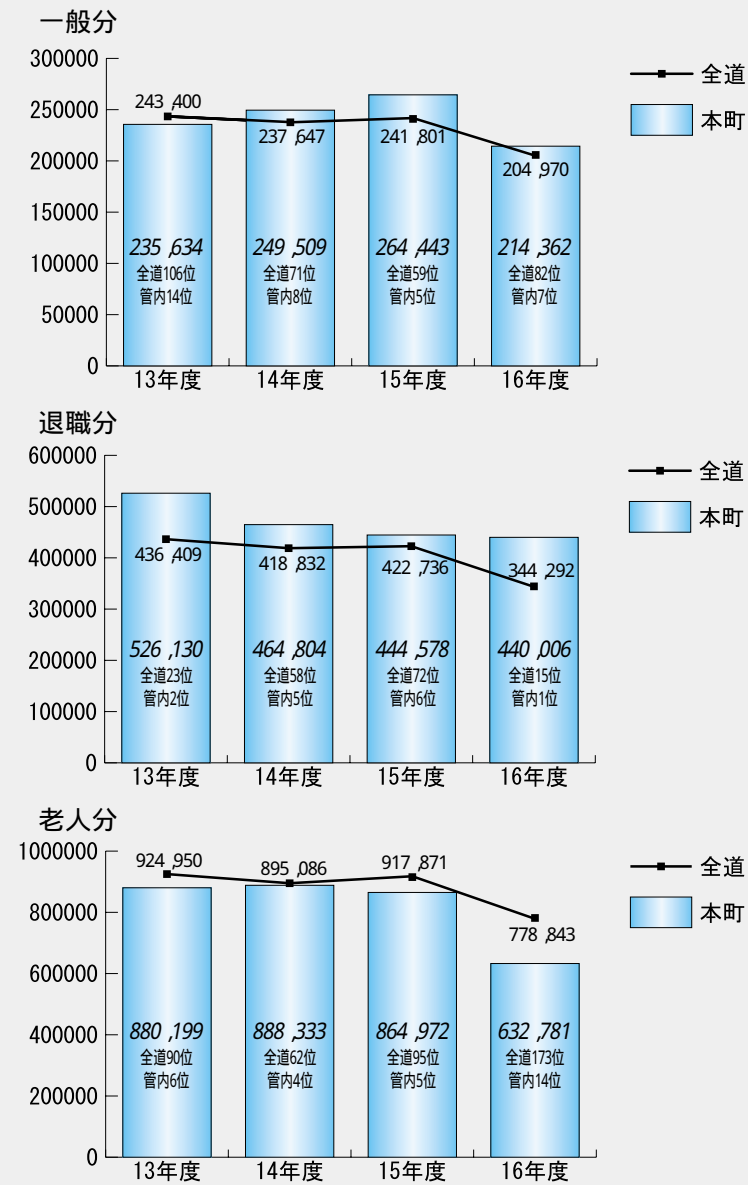
なお、2割軽減は申請が必要となるため、該当する世帯には申請書を送付する必要があります。

医療費の高額化

南富良野町の国民健康保険加入者は、【表4】のとおり平成18年3月末現在で1,332人となっています。

【表5】 一人当たりの医療費の状況（単位：円）

本町の1人あたりの医療費は、全道的にみても高く、特に平成16年度の退職分については、管内で1位、全道で15位となっています。



国民健康保険の届出・医療に関するお問い合わせ
保健福祉課介護医療係 ☎52 2144
国民健康保険税に関するお問い合わせ
総務課税務係 ☎52 2112

一方、医療費の状況では【表5】のとおり、本町は一人当たりの診療費が一般分・退職分において14年度以降は毎年全道平均を上回っている状況にあります。医療費が増加・高額になる要因としては、医学・医療の高度化によるもの、人口構造の高齢化によるもの、生活習慣病などの慢性疾患

患者の増加によるもの、お医者さんのかかり方（重複・多受診など）によるものなどがあげられます。医療費の負担は、皆さんが納めていただいている国保税と町や国、道などの公費でまかなわれていますが、このまま医療費が増え続けると、本人が医療機関で支払う負担が増えると同時に、国保の保険者である町の負担も当然増えることとなります。

患者の増加によるもの、お医者さんのかかり方（重複・多受診など）によるものなどがあげられます。医療費の負担は、皆さんが納めていただいている国保税と町や国、道などの公費でまかなわれていますが、このまま医療費が増え続けると、本人が医療機関で支払う負担が増えると同時に、国保の保険者である町の負担も当然増えることとなります。

かつていない方も、これから病気になる方、一度病気になる方も、皆様の負担は身体的・精神的な負担はもとより、家族や周りの方々にも大きな負担をかけることとなります。このような様々な負担を減らすためには、一人ひとりが普段から病気になる前から健康管理に充分心がけることが大切です。